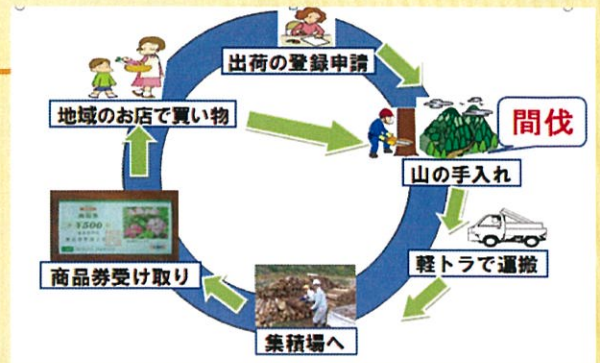


奥出雲町オロチの深山きこりプロジェクト（平成29年度登録版）

出荷者(会員)募集

全国的に広まる木の駅プロジェクトの奥出雲版であるきこりプロジェクトは平成24年度から始まりました。出荷者が持ち山で間伐材等を切り出し、集積場である仁多郡森林組合事業合同センター（亀嵩地内）へ持ち寄り、その売上げに町補助金を上乗せし、1t当り6,000円の商品券を出荷者に交付。一方、搬入された間伐材は森林組合でチップ化され、町内の2つの温浴施設（亀嵩温泉、佐白温泉）に供給。施設の熱源を木質チップとし燃料の代替えを図り、CO2の削減に貢献しています。ぜひとも、このプロジェクトにご賛同頂き、間伐等の森林整備による公益的機能の発揮と地域通貨による地域振興策と一緒に築きませんか！



①里山保全

森林面積が83%を占める奥出雲町。杉、ヒノキなどの人工林は木材価格の低下で間伐などの手入れが進まず、燃料などの役目を失った広葉樹などの里山林も荒れています。「受け継いだ山をなんとかしたい」と思う山主さんに勧めて、健康な森づくりがしたい！



②地域振興策

地域通貨(町商工会の商品券)と交換し、山仕事の後の晩酌や惣菜、それに車の燃料を町内で買い求める方が増えています。地元の商店を元気にしたい！



④自伐林家の育成

安全技術研修で自分でできる間伐技術を身に付けて、パルプや燃料向け(C材)の出荷に留まらず、合板向け(B材)や製材向け(A材)の出荷を目指す方を応援したい。昔のように林業従事者(自伐林家)を増やしたい。



健全な森づくりを勧めるきこりプロジェクト。他にもたくさんの目的があります。賛同される方は出荷者登録をして一緒に取り組みましょう！



イメージキャラクター
きこプロくん

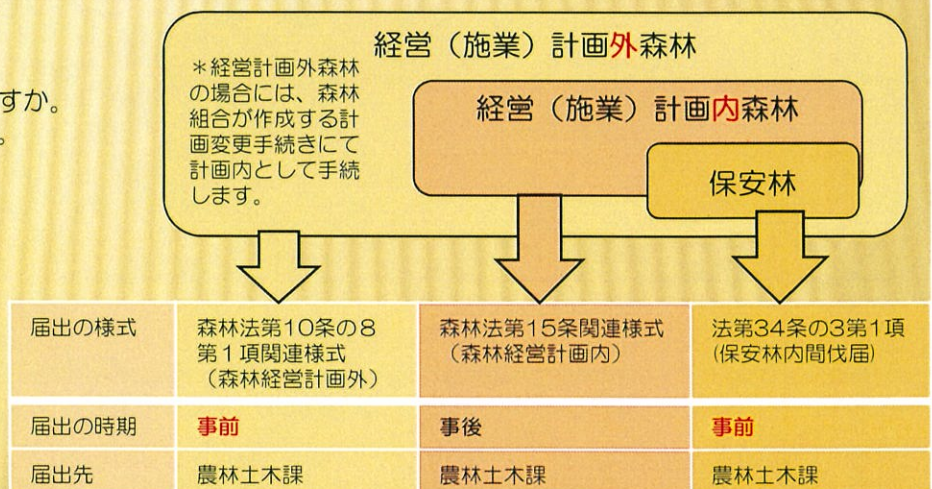
③地産地消

地域資源を元手に森と人とお金をつなぎ直したい。集めた間伐材は木質チップに加工し町内の温浴施設で活用されています。かつて、農村で当たり前だった循環型社会の営みを取り戻したい！

登録後によくある質問

Q 間伐の前または後に何か届出をするのですか。また経営計画内外で届出先が異なるのですか。

A 間伐届が必要です。出荷対象のスギ、ヒノキは各種事業による造林である上に、保安林に指定されている山林もあります。どの場合でも、森林法に定める届出が必要となります。右のフローチャートで様式と提出時期を確認ください。



Q 間伐材を持ち出し商品券に交換すると所得となりますか。

A 所得となりますので申告が必要です。所有する山林から間伐材を持ち出し商品券と交換した場合は山林所得となります。他人の所有する山林から間伐材を持ち出し商品券と交換した場合には雑所得となります。いずれも申告が必要です。詳しくは事務局にご相談下さい。

会員登録について

条 件	①奥出雲町民または町内に山林を所有している方で個人に限ります。 ②出荷する間伐材及び林地残材は、町内の山林で伐採した木材に限ります。 ③開催される安全技術研修会を必ず受講下さい（毎年1回以上）
方 法	「登録申請書」に必要事項を記入ください。 確認させて頂くもの ①運転免許証 ②車検証 提出して頂くもの ①対象山林の地番、面積、地目がわかるもの （5月に税務課から送付される課税明細のコピーが最適です） ②位置がわかる図面 （無い場合は森林計画図で代用しますので提出場所窓口に申し出て下さい。）
申請書の問合先	横田庁舎2階 農林土木課（TEL52-2673／有線20-4221）
登録証の発行	登録申請書が承認された後、速やかに「登録証」を郵送します。
対象山林の変更	登録は通年とし、対象山林を変更する場合、変更申請書と添付資料を併せて提出下さい。
注意事項	著しく不信を招く行為があった場合は、登録を抹消します。

出荷方法について

樹 種	スギ、ヒノキの林地残材を含む間伐材
規 格	①一年以内に伐採した木（根っこ、腐食材は除く） ②長さ100cm以上 ③末口6cm以上 ④枝払いしたもの（ツノや枝葉がないこと）
出 荷 先	仁多郡森林組合事業合同センター（奥出雲町亀嵩地内）
計量方法	車載計量（運搬車輛に積んだままの計量）
日 時	平日と農繁期を除く月の第1,第3土曜日（詳しくは集荷スケジュール表参照） 時間帯はいずれも朝9時から夕方5時まで
計量伝票	随時交付（2枚綴りとなっています。2枚とも商品券交換時にお持ち下さい。）
注意事項	①道路交通法を遵守しましょう。（過積載、はみ出し積載にご注意下さい。）

商品券交付について

交換数量	森林組合で受け取られた計量伝票の合計が1トン以上。
交換方法	①商品券交換申請書を記入し、計量伝票を併せて提出して下さい。 ②随時、1トンあたり6,000円分の商品券をお渡しします。 ③1トン未満の端数は、年度末に精算します。 （最終の締め日(3月10日)以降に商品券及び500円未満については現金で交付します）
交換場所	横田庁舎2階 農林土木課（TEL52-2673／有線20-4221） ＊不在の場合がありますので、事前に連絡の上お越しください。
商品券	①用意に時間がかかるため、事前に交換日時をご連絡下さい。 ②奥出雲町商工会の商品券1枚500円 ③使用期限を過ぎますと使用できません。 ④半年ごとに発行され使用期限は5月31日と11月30日です。随時その時に適した商品券をお渡しします。 ⑤おつりは出ませんが、現金を足して使うことができます。 ⑥商工会会員店で使用できます。サンクス、蔵市でも使用できます。（GSも使用できるところがありますので確認下さい）ただし、ポプラ、Aコープ、ジュンテンドー、ヤンマー、サセキ、森林組合では使用できません。ご注意ください。

商品券交換の交換時期について

商品券期限	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3月末期限							▲	●	●	●	●	▲
7月末期限	●	●	●	▲							▲	●
11月末期限			▲	●	●	●	●	▲				